

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 15 日現在

機関番号：34316

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2014～2015

課題番号：26590007

研究課題名(和文)薬物政策への新たな挑戦：ドラッグ・コートからハーム・リダクションへ

研究課題名(英文)A New Challenge for Drug Policies: from Drug Courts to Harm-reduction

## 研究代表者

石塚 伸一 (Ishizuka, Shinichi)

龍谷大学・法務研究科・教授

研究者番号：90201318

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：世界の薬物政策は、自己使用を犯罪とするか否か、および少量の所持を処罰するか否か、によって、厳罰主義、ダイバージョン政策(例ドラッグ・コート等)およびハーム・リダクション(例メサドン・プログラム、大麻の合法化等)の3つの政策に大別できる。2016年6月に刑の一部執行猶予制度を開始した日本は、からへの移行期にあるといえる。新たな制度の下でも、ダルクなどの民間の支援団体の果たすべき役割は大きい。

研修については、知名度も上がり、海外でも開催の要望があるなど、期待は大きくなっている。2016年10月の第26回嗜癮行動学会には、ソウルDARSのメンバーが来日することになった。

研究成果の概要(英文)：We should classify drug policies in the world into three schemes, that are (1) harsh punishment, (2)diversion (ex. drug courts) and (3)harm-reduction(ex. methadone therapy, legalization of marijuana use) ones. Japanese government introduced a new legal system, so-called "partial suspension of Imprisonment with longer probation", which is placed in the transition period from scheme (2) to (3)., when private treatment providers(ex. Drug Addiction Rehabilitation Center: DARC) should play important roles.

Our team, Drug Addicts Recovery Supports(DARS) have held fourteen seminars since ten about years over Japan, and at last organized it in Seul. This October we will sponsor the 27 Congress of the Japanese Society of Studies on Addictive Behaviors in Ryukoku University, Kyoto, in which Korean DARS

研究分野：刑事法

キーワード：薬物依存 犯罪学 ハーム・リダクション ドラッグ・コート 回復支援

## 1. 研究開始当初の背景

日本の薬物対策は、薬物乱用者・所持者に長期の拘禁刑を科す厳罰主義政策と位置づけられてきた。しかし、近年、内閣府の主導の下、「薬物乱用対策総合政策」や「再犯防止対策」の促進と地方自治体や民間組織の活動の活発化によって、司法と医療と福祉が連携し、社会内での回復を支援する方向にむかっている。2016年度に施行予定の「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成25年6月19日法律第50号)などは、その典型例である。その学術的背景には、米国におけるドラッグ・コートの展開や国内の自助グループの普及がある。わたしたちは、これまで、禁止薬物の使用や所持を処罰することを前提とする大胆なダイバージョン政策(「日本版ドラッグ・コート」構想)を提唱してきた。しかし、自己使用や単純所持を処罰する政策には、再使用によって回復プログラムが中断してしまうという致命的欠陥がある。現在、欧州や米国の一部では、ソフト・ドラッグ(大麻等)の自己使用の非犯罪化・少量所持の非刑罰化とハード・ドラッグ(ヘロイン等オピオイド系薬物)の代替薬物による治療を基本とするハーム・リダクション政策が提唱され、実施されはじめている。

日本の薬物対策は、薬物乱用者にも拘禁刑を科す厳罰主義政策である。しかし、徐々にではあるが、司法が医療や福祉と連携し、社会内での処遇を重視する方向へとむかっている。これは、米国におけるドラッグ・コートの展開や国内の自助グループの普及に影響を受けたダイバージョン政策と位置づけることができる。わたしたちは、これまで「日本版ドラッグ・コート」構想を提唱してきた。しかし、自己使用や単純所持を処罰する政策には、一回の再使用でプログラムが中断してしまうという致命的欠陥がある。現在、欧州や米国の一部では、ハーム・

リダクション政策が拡がりはじめている。

わたしたちの研究も、どのような展望に立って、薬物問題に取り組むのか、という基本的視座が問われている。

## 2. 研究の目的

本研究は、日本にもハーム・リダクション政策を導入し、自己使用の非犯罪化・少量所持の非刑罰化と早期介入を実現する可能性があるか、あるとすれば、どのような前提条件が必要か、を検討することを目的とした。

また、覚せい剤が主たる乱用薬物である日本の薬物政策を、同じような状況にある檜垣市アジア諸国に普及させる可能性を模索することも目標としている。

## 3. 研究の方法

研究の方法は、欧州のハーム・リダクションの海外調査および日本にダルクの展開と現状についての実態調査、ならびに、薬物依存症回復支援者の研修である。

(1) 調査研究については、(ア) 欧州におけるハーム・リダクション政策について、文献研究・情報収集を行った。ドイツ(2014年)、ノルウエー(同年)、ポルトガル(2014・15年)およびオランダ(2015年)の現地調査を実施した。(イ) 日本各地の薬物依存回復支援NPOの聴取り調査を実施し、1985年に発足したダルクが70施設以上に拡大した経過を調査分析した。その成果は、2015年10月に開催された「ダルク30周年フォーラム」の基調講演において発表した。

(2) 研修については、日本版ドラッグ・コート構想実現のために結成した「ダース(薬物依存回復支援 Drug Addiction Recovery Supports:DARS)」は、北は北海道から南は沖縄まで13回の回復支援者養成セミナーを開催した。2014年10月には「DARS・イン・仙台」を開催し、2015年10月には、はじめ

て海外で「DARS・イン・ソウル」を開催した。専門家対象の中級研修には約 60 名、一般対象の初級セミナーには 200 名の参加があった。韓国開催には、ソウル・ダルクおよび乙支大学依存学科にご協力いただいた。

#### 4. 研究成果

(1) 調査研究を通じて、(ア)世界の薬物政策は、薬物の自己使用を犯罪とするか否か(犯罪化指標)および少量の所持を処罰するか否か(刑罰化指標)によって、厳罰主義、

ダイバージョン政策(例 ドラッグ・コート等)および ハーム・リダクション(例 メサドン・プログラム、適正使用大麻の合法化等)の3つの政策に大別できることが明らかとなった。(イ)この区分にしたがえば、2016年6月に刑の一部執行猶予制度を開始した日本は、からへの移行期にあるといえる。新たな制度の下でも、ダルクなどの民間の支援団体の果たすべき役割は大きい。

(2) 研修については、知名度も上がり、海外でも開催の要望があるなど、期待は大きくなっている。2016年10月の第26回嗜癖行動学会には、ソウルDARSのメンバーが来日することになった。

(3) 研究成果については、欧州調査および内外の学会でのセッション企画・個別報告などに積極的に取り組んだ。

(4) 今後は、覚せい剤を主たる依存物質とする日本の現状に適合するテラーメイドの「新たな薬物政策」を構築し、日本社会に実装するとともに、現象的にも、構造的にも類似した社会・文化環境にある東アジア地域においてわたしたちの構想を普及・展開することを目的としたい。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

石塚伸一「〔欧州薬物調査シリーズ(1)〕ドイツの薬物事情・2014年夏」(『龍谷法学』第47巻1号)1~63頁。〔査読なし〕

石塚伸一〔監修〕「〔公開シンポジウム〕刑事裁判と科学鑑定」(『龍谷法学』第46巻4号2014年)1141~1206頁。〔査読なし〕

ISHIZUKA, Shinichi, Punishment and Incarceration in Japan: A Net-Widening of Crime Control and a New Priority System of Prosecution, *Sociology of Crime, Law and Deviance*, vol. 19, 2014, p.227-253. 〔査読なし〕

石塚伸一編「討議(第3回日本更生保護学会大会の学会企画シンポジウムと第4分科会の報告)―薬物依存とシームレスな支援: 刑の一部執行猶予制度導入の意味とその影響について」(『更生保護学研究』第7号、2015年)53-125頁。〔査読なし〕

石塚伸一「再度の執行猶予再考: 『開かずの扉』か? それとも『狭き門』か?」(『龍谷法学』第48巻3号、2016年)1031-1060頁。〔査読なし〕

[学会発表](計6件)

石塚伸一「第3回更生保護学会(2014年12月8日: 龍谷大学)〔学会企画シンポジウム〕ヨーロッパの社会内処遇~更生保護とソーシャル・インクルージョン~」(コーディネート・司会)

石塚伸一「第3回更生保護学会(2014年12月8日: 龍谷大学)薬物依存とシームレスな支援~刑の一部執行猶予制度導入の意味とその影響~」(コーディネート)

石塚伸一「第6回アジア罪学(ASC)(大阪商業大学: 2014年6月28日)」[Session] “The Concept of Japanese Drug Court: Beyond Japanese Drug Courts: from Punishment through Treatment to Harm-reduction” (報告)

石塚伸一「第34回法と精神医学に関する

国際学術会議(IALMH)(ウイーン:2015年7月15日)「A New Trend of Drug Treatment in Japan: from Punishment to Harm-Reduction」[TJ](報告)

石塚伸一「第4回東アジア法社会学会(早稲田大学:2015年8月6日)「A New Trend of Drug Treatment in Japan」(セッションの企画と導入)

石塚伸一「第15回欧州犯罪学会(2015年9月4日:ポルト)「THE NEW CONCEPT OF JAPANESE DRUG POLICIES」(セッションの企画と導入)

[図書](計0件)

### **[産業財産権]**

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

[その他]

ホームページ等

なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

石塚伸一 (ISHIZUKA, Shinichi)

龍谷大学・法務研究科・教授

研究者番号: 90201318

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし